

2 新たな償却の方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却の方法については、次のとおりとされました(所令 120 の 2)。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法については、改正前の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が、定額法は「旧定額法」に、定率法は「旧定率法」等に改められました(所令 120)。

(1) (新たな)定額法

新たな定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費の額が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとされました(所令 120 の 2 ①一、【算式】参照)。

なお、耐用年数経過時点において 1 円まで償却します(前記 1 の①参照)。

【算 式】

$$\text{償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率}$$

※ 年の中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

(2) (新たな)定率法

① 新たな定率法は、減価償却資産の取得価額(2 年目以後の年分にあつては、減価償却資産の取得価額から既に償却費の額として各年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を控除した金額(以下「未償却残高」といいます。))に、その償却費の額が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「調整前償却額」といいます。)を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとされました(所令 120 の 2 ①二ロ、【算式 1】参照)。

【算式 1】「調整前償却額 $\geq$ 償却保証額」の場合

$$\text{償却費の額} = \text{期首未償却残高} \times \text{定率法の償却率}$$

※ 年の中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

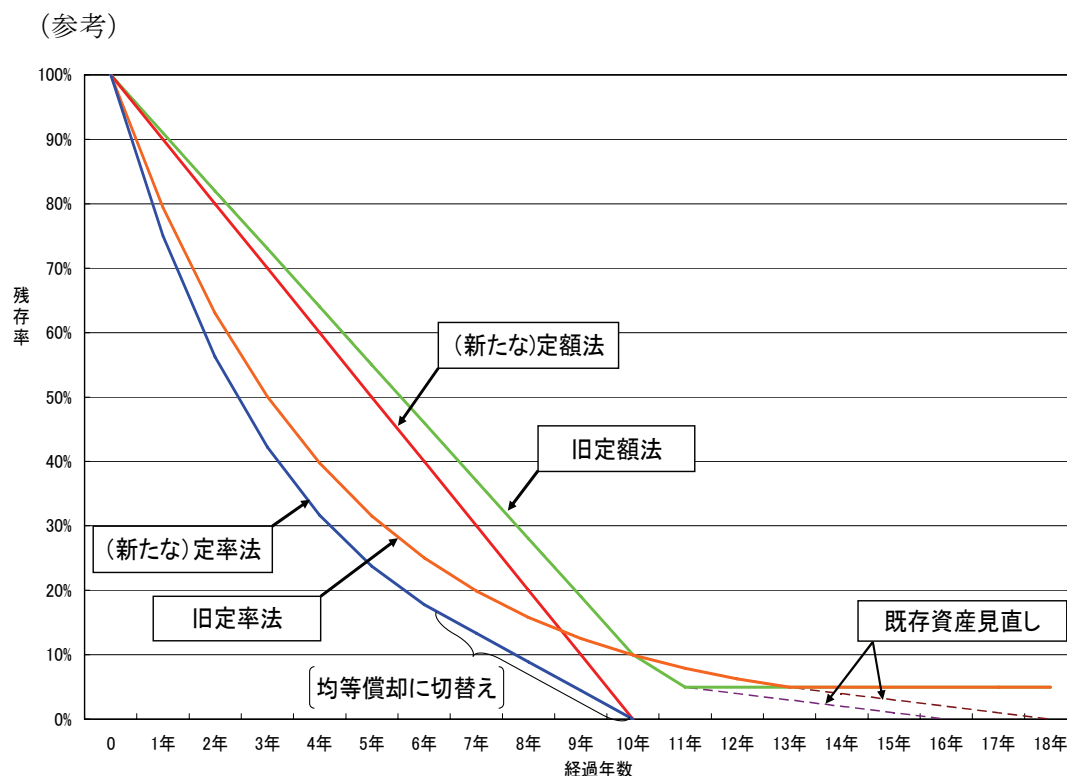
② また、この調整前償却額が当該減価償却資産の取得価額に「保証率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「償却保証額」といいます。)に満たない場合には、最初にその満たないこととなる年の期首未償却残高を「改定取得価額」として、その改定取得価額に、その償却費の額がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額を、その後の各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとされました(所令 120 の 2 ①二ロ、②一、二、【算式 2】参照)。

なお、耐用年数経過時点において 1 円まで償却します(前記 1 の①参照)。

【算式 2】「調整前償却額＜償却保証額」の場合

$$\text{償却費の額} = \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率}$$

※ 年の中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用していた月数／12」を乗じます。



(3) リース資産に係る償却方法

- ① 平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引(注)に係る賃借人が取得したものとされるリース資産の償却方法は、リース期間で均等償却を行う「リース期間定額法」とされました(所令 120 の 2 ①六、平成 19 年改正所令附則 12①)。

(注) 所有権移転外リース取引とは、所得税法施行令第 120 条の 2 第 2 項第 5 号に規定するリース取引をいいます。

- ② 改正前のリース取引の目的とされているリース賃貸資産(国外リース資産を除きます。)については、旧リース期間定額法により償却費の額を計算することを選択できることとされました(所令 121 の 2)。

なお、旧リース期間定額法を採用する場合には、採用しようとする年分の所得税の確定申告期限までに、資産の種類その他一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(所令 121 の 2 ②、所規 25 の 2)。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12②)。